



学校法人中越学園

長岡大学

## 令和6年度

# 米百俵奨学金要項 (3年次編入学者対象)

長岡市には「何事も基本は人。人づくりこそすべての根幹である。」という教育を大切にする考えがあります。

これは明治初期、戊辰戦争で焼け野原になった長岡に、三根山藩（現在の新潟市巻町）から救援米として米百俵が送られてきた際、ときの長岡藩の大参事・小林虎三郎は、百俵の米を売却し、その代金を国漢学校の資金に注ぎ込んだことから、後に「米百俵の精神」として多くの人々に感動を与え、今日もまちづくりの指針や人材育成の理念として長岡に受け継がれているものです。

この「何事も基本は人。人づくりこそすべての根幹である。」という考えをもとに、長岡大学では、地域の明日を自らの手で築こうとする志の高い方が、経済的理由で大学進学が困難とならないように「長岡大学米百俵奨学金」を用意して長岡大学での修学を支援します。

長岡大学では大学進学を拓くと同時に、本学の礎づくりに積極的に参画する意欲のある人材を求めています。

# 長岡大学米百俵奨学金制度応募の手引き(3年次編入学者用)

## 1. 支給(減免)内容

長岡大学在学期間2年間(3・4年次)の授業料の3分の1(最大46万円)を支給(減免)

●(参考)長岡大学米百俵奨学金採用者の納付金(3年次編入学者)

	入学手続時	3年次~4年次			
		前期(3月)※	7月	後期(10月)	3月
入学金	210,000円	適 家 格 計 認 基 定 準	適 成 格 績 認 基 定 準		
授業料	230,000円			230,000円	
施設費	150,000円			150,000円	
小計	210,000円			380,000円	380,000円
年間合計		760,000円			

2年間採用の場合の  
学納金合計  
1,730,000円

●(参考)通常入学年度及び次年度の納付金

	入学手続時	3年次~4年次	
		前期(3月)※	後期(10月)
入学金	210,000円		
授業料		345,000円	345,000円
施設費		150,000円	150,000円
小計	210,000円	495,000円	495,000円
年間合計		990,000円	

2年間の学納金合計  
2,190,000円

※4年次以降の前期学納金納付時期は4月となります。

## 2. 応募資格

以下の条件を全て満たす者。

- (1) 本学が実施する入学者選抜の志願者
- (2) 日本国籍を有する者または、永住者、定住者、日本人(定住者)の配偶者・子
- (3) 家計基準  
 志願者及び家計支持者の世帯の年間の収入・所得が以下の基準額未満であるもの。
  - ① 給与所得者(年金収入も含む)のみの世帯：収入金額550万円
  - ② 給与所得者以外の者のみの世帯：所得金額300万円
  - ③ 複数の収入がある者の世帯：収入・所得を合算して550万円  
(但し給与所得以外の所得が300万円を超える場合は除く)
- (4) 「大学等における修学の支援に関する法律」による修学支援の出願資格に該当しない者
- (5) 入学後に応募資格に該当した場合は毎年7月に申請することができる。

## 3. 提出書類 出願時に申請 (申請書類提出前に書類をご確認ください。)

- (1) 長岡大学米百俵奨学金制度申請書(3年次編入学者用)(本冊子巻末 様式1)
- (2) 志願者及び父母または父母に代わって家計を支えている者の両方の収入・所得を証明する書類
  - ・ 給与所得者(年金収入も含む)  
「最新の市町村発行の所得証明書(コピー不可)」と「源泉徴収票の写し(コピー)」の両方
  - ・ 給与所得者以外  
「最新の市町村発行の所得証明書(コピー不可)」と「確定申告書の写し(コピー)」の両方
  - ・ 無収入の者(アルバイトをしていない志願者も必要)  
「最新の市町村発行の非課税証明書(コピー不可)」  
※無収入であることの確認のために提出してください。

※志願者の収入・所得を証明する書類は収入の有無に関係なく提出してください。

※「最新の市町村発行の所得証明書」は各市町村窓口で取得してください。

## 4. 選考方法

本学の3年次編入学者特別選抜に合格した者のうち、所定の応募書類を提出し、応募資格を満たす者を採用とする。

## 5. 採用人数

より多くの受験生に進学の機会を与えることを目的とするため、採用人数の上限は設定しない。

## 6. 応募日程

---

● 申請期間 出願期間と同じ 2024年 1月 4日 (木) ~ 1月 26日 (金)

---

● 採否発表 合格発表と同じ 2024年 2月 14日 (水)

---

## 7. 受給資格および失効

- ① 入学後の資格要件については採用通知に記載される。
- ② 入学辞退又は入学が取り消された「採用予定者」は受給資格を失う。
- ③ 本学学則に違反し懲戒を受ける等、学長が不相当と判断した場合は、その日の属する期以降の学費減免を中止する。
- ④ 学業不振により留年した場合は、以降の学費は減免しない。

## 8. 適格認定

- (1) 家計基準 (毎年7月に実施) : 出願時と同じ
- (2) 成績基準 (毎年3月に実施)

減免の打ち切り : 奨学生の成績が次のいずれかに該当する場合、減免を打ち切る。

- ・ 学業成績不振による留年が決定した場合
- ・ 修得単位数が標準単位数の5割以下である場合  
※標準単位数 : 卒業単位数 (124単位) を修業年限で割り、在学年数を乗じた単位数
- ・ 学修意欲が著しく低い状態であると本学が認めた場合

## 9. 注意事項

- ・ 文部科学省「高等教育の修学支援新制度」との併用は不可。

